

政令第 号

都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第九十九条の三第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第一条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二に次の一号を加える。

三 組合の定款により施設建築物の一部（その床面積が組合及び全ての参加組合員が取得することとなる施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。）が与えられるように定められた参加組合員である者

第四十六条の十四中「第四十条の二」の下に「（第三号を除く。）」を加える。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第二条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)の

一部を次のように改正する。

第四十条に次の一号を加える。

三 事業組合の定款により防災施設建築物の一部(その床面積が事業組合及び全ての参加組合員が取得することとなる防災施設建築物の一部の床面積の合計の二分の一以上であるものに限る。)が与えられるように定められた参加組合員である者

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

市街地再開発組合によって行われる都市の再開発を促進するため、一定の要件に該当する参加組合員である者を公募によらないで市街地再開発事業に係る建築物の建築を行うことができる者に追加する等の必要があるからである。